

# 仮 処 分 命 令 申 立 書

平成23年9月15日

東京地方裁判所第9民事部 御中

債権者ら代理人弁護士 富 田 寛 之  
同 高 橋 未 紗



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 申 立 て の 趣 旨

債権者らが、財団法人日本ボクシングコミッション試合ルール35条に基づくマネジメント契約が締結できる地位にあることを確認する。

## 申 立 て の 理 由

### 第1 被保全権利

#### 1 当事者

##### (1) 債権者

債権者らは、債務者財団法人日本ボクシングコミッション（以下「債務者JBC」という。）から、ボクサーライセンス（財団法人日本ボクシングコミッション・試合ルール（甲1、以下「試合ルール」という。）3条）を付与されたプロボクシング選手である。

##### (2) 債務者

債務者JBCは、日本国内のプロボクシングの管理発展を目的とした財団法人である。

債務者三谷大和（以下「債務者大和」という。）は、債務者JBCのクラブ・オーナーライセンス（試合ルール3条）を付与された「三谷大和スポーツジム」（甲2、以下「三谷ジム」という。）のクラブ・オーナーである。

債務者三谷良子（以下「債務者良子」という。「三谷涼子」を通称として使用している。）は、債務者大和の妻であり、債務者JBCのマネージャーライセンス（ボクサーのトレーニングの管理及びボクサーの試合を組む権限を有する、試合ルール43条）を付与された「三谷大和スポーツジム」のマネージャーである。

債権者らは、いずれも三谷大和スポーツジムに所属していた。

## 2 マネジメント契約の締結

債権者岩井大（以下「債権者岩井」という。）は、三谷ジム所属のプロボクサーとして、平成18年4月19日、債務者良子との間で、期間を3年間と定めてマネジメント契約を締結した（甲3）。

債権者濱崎隆司（以下「債権者濱崎」という。）は、平成18年3月12日に、債権者福本雄基は平成17年7月7日にそれぞれ三谷ジム所属のプロボクサーとして、債務者良子との間で、期間を3年間と定めてマネジメント契約を締結した（甲4及び5）。

その後、債権者らは、債務者良子、三谷ジム所属のトレーナー申立外平井良維（以下「平井」という。）及び申立外加藤健太（以下「加藤」という。）の指導のもとトレーニングを重ね、次第に頭角を現すようになった。

プロボクシング選手は、公式試合を勝ち抜きその戦績が評価されていけば、毎月1回、債務者JBCが決定、発表するランキング（日本ランキング）に登載されることになる（試合ルール27条）。

債権者岩井は平成23年5月時点でスーパーフェザー級日本ラン

キング2位に、債権者濱崎（リング名は鬼ヶ島竜）は同年8月時点でミニム級日本ランキング5位（最高位は2位）に、債権者福本は同年8月時点でフライ級日本ランキング8位になった（甲6）。

### 3 マネジメント契約の解除

#### (1) 債権者らと債務者大和との信頼関係の喪失及び債務不履行

他方で債権者らと債務者大和との関係は悪化していた。

平成22年4月頃に、債務者大和は、自身の甥を三谷ジムに受け入れた。しかし、甥はプロボクサー志望でもなく、練習態度は著しく不真面目であった。

そのため、日本チャンピオンになることを目指し一丸となってトレーニングを重ねていた三谷ジム内の雰囲気は壊れてしまい、債務者大和と、債権者ら含む三谷ジム所属選手、トレーナーら関係者は、急速に対立を深めるようになった。

平井トレーナーは債務者大和に対し、甥を三谷ジムから辞めさせるよう進言したが聞き入れられず、逆に三谷ジムを辞めることになってしまった。

また、債務者良子及び加藤トレーナーも平井同様、甥を三谷ジムから辞めさせるよう進言したが、これに対し債務者大和は、自身の妻である債務者良子と加藤が不倫関係にあると邪推して糾弾するようになり、諍いの末、加藤トレーナーを三谷ジムから追い出してしまった。その後、加藤トレーナーは、一度は三谷ジムに復帰したものの、甥の態度を指導した際に胸ぐらを掴んだ行為について、債務者大和と甥が騒いで刑事事件化したため、トレーナーライセンスを停止（除名）させられてしまった。

また、平成23年3月には、債務者大和は、債務者良子を完全にジムの運営から排除してしまった。

この結果、三谷ジムにはトレーナーもマネージャーも不在になってしまい、債権者らは三谷ジムで指導を受けたり、試合を組んでもらうことができなくなってしまった。また、信頼していた加藤トレーナーや債務者良子を理不尽な理由でジムから排除した債務者大和に対して不信感を持ち、もはや債務者大和の下でボクシングをできるような信頼関係は失われてしまった。

そこで、債権者らはボクシングジムを移籍することを決意し、債務者大和と話合いの機会をもった。

しかし、債務者大和は「俺に逆らったら、二度とボクシングができないようにしてやる。」などと話して全く受け入れることはなかった。結局、債権者らは、三谷ジムでトレーニングをすることが事実上不可能となり、債務者大和との信頼関係は完全に破壊された。

## (2) マネジメント契約解除の意思表示

そこで、債権者らは債務者大和及び債務者良子に対して、上記解除原因を理由に、平成23年5月31日付内容証明郵便においてマネジメント契約解除の意思表示を行い、同年6月2日に到達した(甲8の1及び2)。

従って、債権者らと債務者良子との間のマネジメント契約は、同日をもって解除されたものである。

## 4 マネジメント契約の当然終了

### (1) 債務者良子のマネージャーライセンス喪失

また後日になり、債務者大和が、債務者良子に無断で、債務者JBCに対して債務者良子のマネージャーライセンス返上届を提出し、債務者良子はマネージャーライセンスを喪失していたことが判明した(甲7)。

そのため債務者良子は、ボクサーである債権者らのマネージャ

一としてマネジメントを行うことは一切できず、債権者らのために試合を組むことはできなくなってしまった。

## (2) マネジメント契約の終了

債権者らと債務者良子との間のマネジメント契約は、債務者良子がマネージャーライセンスを有していることを前提とした契約である。

従って、仮に前述（第1「3」）の解除が認められなくとも、債務者良子のマネージャーライセンス喪失により、マネジメント契約は当然に終了、ないしは履行不能に基づく解除により終了しているものである。

## 5 （債権者福本について）更新拒絶による契約終了

マネジメント契約は、契約期間経過後双方から異議の申出が無い場合、自動更新となる（試合ルール11条）ところ、債権者福本については契約期間満了日である平成23年7月6日までに、解除の申出を行っている。

従って、債権者福本については、万が一、前述（第1「3」「4」）の原因によるマネジメント契約終了が認められなくとも、平成23年7月6日に、更新拒絶によりマネジメント契約が終了しているものである。

## 6 契約終了を確認することの利益

プロボクシング選手が試合に出るためには、ボクシングジムに所属し、マネージャーに試合を組んでもらう必要がある。

しかしながら、試合ルール35条は、「ボクサーは、契約した1人のマネージャー以外の他のマネージャーといかなる契約もしてはならない。」と定めている（甲1）。

従って、債権者らがボクシングジムを移籍し、新たなボクシングジ

ムにおいて新しいマネージャーに試合を組んでもらうためには、債務者良子との間の本件マネジメント契約が終了していることが必須である。

しかしながら債権者ら代理人が債務者らとの間で、本件申立前の協議を行ったところ、債務者良子は本件マネジメント契約が終了したことを自認しているにもかかわらず、債務者大和は、本件マネジメント契約終了を認めようとしなかった。

また、新たなマネジメント契約締結には、債務者JBCの承認が必要である（試合ルール10条）。しかし債務者JBCは、債務者大和がマネジメント契約終了を認めないのであれば、債権者らが新たなマネジメント契約を締結することには消極的な態度を示している。

他方で、債権者らが移籍を希望している「三迫ボクシングジム」のマネージャー久保明子は、裁判所において本件マネジメント契約の終了が認められ、新たにマネジメント契約を締結できる地位にあることの確認ができれば、即時に債権者らとマネジメント契約を締結することを誓約している（甲9）。

以上の事情からすれば、本件紛争の抜本的解決には、債権者らと債務者良子との間のマネジメント契約が終了し、試合ルール35条に基づくマネジメント契約が締結できる地位にあることを確認することが必要不可欠であり、確認する利益を有する。

## 第2 保全の必要性及び緊急性

- 1 債権者らは、新しいマネジメント契約が締結できうる地位であることの確認を求める訴訟を御庁に提起すべく準備中である。
- 2 しかし、債権者らが有している日本ランキングを維持するためには、6カ月に1度以上試合をしなければならない（甲9）ところ、債権者

らと債務者大和との間で紛争が起きたために、債権者らはマネージャーに試合を組んでももらえない状況が続いている。

そのため、債権者岩井は平成23年7月期のランキング発表にて、日本ランキングを失ってしまった（甲6及び10）。

またこのまま試合を組めない状況が続けば、債権者濱崎は平成23年11月に、債権者福本は同年10月に、それぞれ日本ランキングを失う予定である（甲11及び12）。

日本ランキングを一旦失ってしまえば、再取得するために少なくとも数年の時間を要する一方で、プロボクシング選手の適齢期は非常に短い。

債権者らには一刻の猶予もないのである。

従って、本訴を提起して契約終了が確認できたとしても、その間に、債権者らは日本ランキングを喪失した上、プロボクシング選手としての適齢期を逃してしまう可能性が極めて高い。

そうなれば債権者らの権利回復が困難となることが容易に予想され、本訴の勝訴判決を待っていたのでは、債権者に著しい損害が生じることが明らかである。

早期に権利侵害を止める手立ては、仮処分命令において、ほかにはない状況である。

### 第3 結語

よって、債権者らは申立ての趣旨記載の仮処分命令の発令を求めて、本申立てに及ぶものである。

### 疎明方法

甲第1号証	(財)日本ボクシングコミッション・試合ルール
甲第2号証	三谷大和スポーツジムホームページ画面
甲第3号証	マネジメント契約書(債権者岩井大)
甲第4号証	マネジメント契約書(債権者濱崎隆司)
甲第5号証	マネジメント契約書(債権者福本雄基)
甲第6号証	日本ランキング(平成23年5月～8月)
甲第7号証	陳述書(債務者三谷良子)
甲第8号証の1	内容証明郵便
甲第8号証の2	郵便物等配達証明書
甲第9号証	陳述書(三迫ボクシングジムマネージャー・久保明子)
甲第10号証	陳述書(債権者岩井大)
甲第11号証	陳述書(債権者濱崎隆司)
甲第12号証	陳述書(債権者福本雄基)

#### 添付書類

1	訴訟委任状	3通
2	資格証明書	1通
3	甲号証	各1通